

## 新型コロナウイルス感染症のリスクを低減するために

みなさまのご協力により、新型コロナウイルスの感染状況は落ち着いております。ただ、今も感染リスクがなくなったわけではありません。感染のリスクを減らすため、正しいマスクの着用やこまめな手洗いを始め、飲食時の「きょうとマナー」や「3密」を避けるなど基本的な感染防止対策を続けていただき、引き続き慎重な行動をお願いします。

※発熱症状など体調が悪い場合は外出を控え、かかりつけ医などお近くの医療機関にご相談ください。  
夜間や医療機関が休みのとき、かかりつけ医のいない方は、「きょうと新型コロナ医療相談センター」  
☎ 075-414-5487 にご連絡ください。

### 飲食時の「きょうとマナー」にご協力を！

適切なアクリル板や換気設備のあるお店で！



会話の時はマスクを着用！



食事前、退店時には手指消毒を！



お店では大声で話さないでください！



2時間、4人までを目安に！



5つのマナーが「京都の食文化」を守ります！

京都府

感染力が強い変異株にご注意ください！！

2021年版

## ゼロ密を目指そう！ ～一つの密でも避けましょう～



人と会うときは



- ・人と十分な距離を保つ！
- ・混雑している場所や時間を避ける！
- ・オンラインの利用や時差出勤を！
- ・屋外でも密接、密集を避ける！

飲食するときは



- ・少人数・短時間で、大声は避けて！
- ・ガイドラインを守ったお店で！（アクリル板の設置、消毒、換気の徹底など）
- ・テイクアウトやデリバリーも！

ポイント

会話時はマスクを着用

※体調不良時の出勤・登校などはお控えください。

首相官邸

厚生労働省

新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症対策本部

QRコード

## きょうとふ住宅供給公社だより Vol. 4

2021年

秋号



みんなで  
楽しい！  
共同生活  
のために

- 健康相談ダイヤルのご案内。
- アンケートへのご協力ありがとうございました。
- 快適なくらしのための「入居者マナー」について。
- 自治会への加入と共益費(管理費)の負担をお願いします。
- 修理負担区分について。
- 感染リスクを低減するために。



### 府営住宅管理センター・本社（業務部）のご案内

#### 山城府営住宅管理センター

〒610-0334  
京田辺市田辺中央1丁目5-5  
橋本ビル6階  
電話 0774-62-3507

#### 中丹・丹後府営住宅管理センター

〒623-0012  
綾部市川糸町丁 10-2  
京都府綾部総合庁舎2階  
電話 0773-42-1021

#### 京都府住宅供給公社 業務部

〒602-8054  
京都市上京区出水通油小路東入丁字風呂町 104 番地の2  
京都府庁西別館2階  
電話 075-431-4151



### 健康相談ダイヤルのご案内

当公社では、入居者の皆様の健康相談等に看護師や保健師の資格を持つカウンセラーが24時間365日お電話により対応させていただく「健康相談ダイヤル」を実施しています。

相談いただける内容は右記のとおりとなっています。どうぞご利用ください。



健康相談ダイヤル専用電話番号

0120-188-011

（通話無料）

#### ① 健康相談

- ・気になる体の症状についての相談
- ・ストレス、メンタルヘルスに関する相談
- ・現在、治療中の方の治療に関する相談
- ・健康維持・増進に関する相談
- ・母子保健・育児に関する相談

#### ② 健康情報

- ・夜間、休日の医療機関の案内

#### ③ 介護相談

- ・家庭看護、介護に関する相談



ーみんなの幸せは、差別のないあたたかなふれあいからー

京都府住宅供給公社  
(編集・発行 業務部)



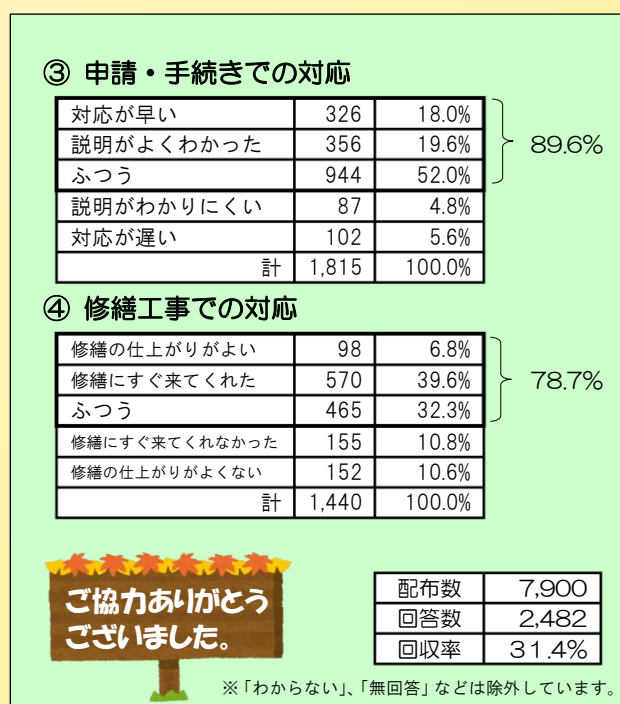
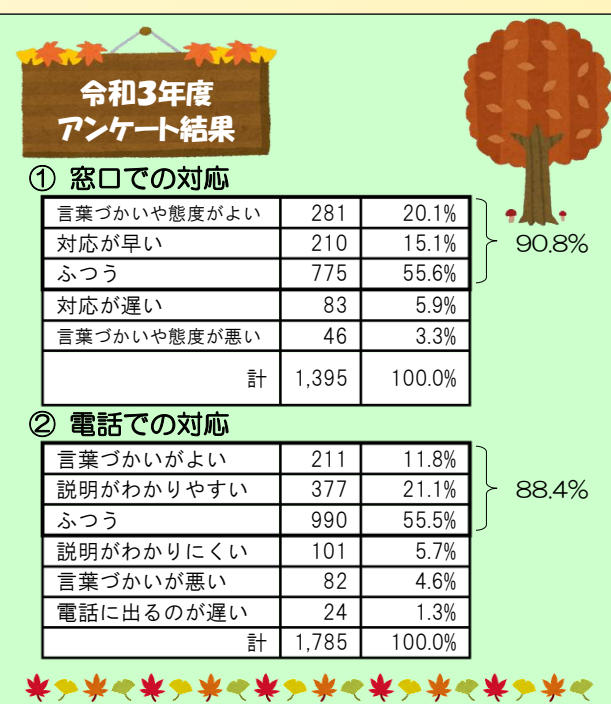
## アンケートへのご協力ありがとうございました！

当公社では本年9月に府営住宅の入居者のみなさまへのアンケート調査（回答数2,482）を実施させていただきました。

アンケート（有効回答）の結果、窓口対応、電話対応、申請手続き対応で約9割、修繕工事対応で約8割の方から、「ふつう～対応がよい」との回答をいただきました。

一方で老朽化に伴う住戸の修繕要望や、ペット飼育、駐車場や共用部などの使用マナーなどについてのご意見・ご要望をいただきました。また、職員の対応について「もっと親切に対応してほしい」などのご意見をいただきました。

これからも、入居者のみなさまからの声をよくお聞きし、親切・丁寧な対応に努めてまいります。



### お住いの方に異動があるとき

入居者や同居親族等に異動があるときは、必ず各府営住宅管理センターにご連絡のうえ所定の手続きを行ってください。特に、名義人の方の退去やお亡くなりの方は至急ご連絡ください。

### お部屋の修繕をしたいとき

住宅・共同施設の修繕に関する入居者と府の費用等負担の対象内容については、入居のしおりの「修繕負担区分表」に掲載しております。しおりを紛失された方は、公社ホームページから項目ごとにダウンロードできますのでご利用ください。

また、修理についてのご相談やお問合せは、各府営住宅管理センターへご連絡をお願いします。

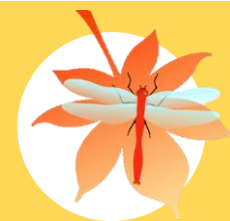


公社ホームページ

<https://kyoto-juko.jp/>

アンケートご意見欄で  
ご質問の多かった項目

## 集合住宅での快適な暮らしのための 「入居マナー」について



府営住宅は共同住宅です。入居マナーを守り住みよい環境を作っていきましょう。みなさんのちょっとした心遣いが、快適な暮らしにつながりますので、今後ともご協力をお願いします。

### 犬・猫等のペットは飼えません

犬猫などの動物を飼いますと、昼夜、鳴き声や糞尿のにおい等で他の入居者等の迷惑となりますので絶対に飼わないでください。また、ハトや野良猫へのエサやりもしないでください。ただし、盲導犬など身体障害者補助犬を飼われる場合は、必ず事前に各府営住宅管理センターへご連絡ください。

※動物飼育等により、他人に迷惑をかけたり、住宅を汚損したときは、明渡しをしていただくことがあります。



### 共用部にゴミや私物を置かないでください

廊下や階段、エレベーター前など共用部に自転車や段ボール箱等の私物やゴミなどを置くと通行の邪魔になるだけでなく思わぬ事故や、災害時の避難や消火活動の妨げになりますので至急撤去をしてください。

また、ゴミは分別のうえ指定の日時に指定の場所に出しましょう。



### 駐車場や駐輪場は正しく使いましょう

自動車や自転車の空きスペース等への無断駐車は通行等の邪魔になるだけでなく、災害時の避難や消火活動の妨げになる場合もありますので、決められた場所に正しく止めましょう。

駐車場の使用については、各団地の自治会等にご確認のうえ、それぞれのルールに従ってご利用ください。（一部、京都府が有料で駐車場を設置している団地があり、使用には所定の手続きが必要です。）



### 自治会への加入と共益費（管理費）の負担をお願いします

府営住宅は共同住宅であり、入居者で構成される自治会が組織されています。

防災活動や団地内の清掃活動など入居者の皆様方の快適な共同生活に欠くことのできない重要な役割を担っていただいておりますのでよろしくお願いします。

草刈りや共用部の定期清掃など、役員の方だけではなく団地全体での積極的なご参加、ご活動よろしくお願いします。



みんなで  
楽しい！  
共同生活  
のために

